

質疑応答

<資料No.1 受領委任制度について 回答：関東信越厚生局長野事務所>

Q 1 受領委任契約は既に届出済みだが、後から追加等変更がある場合は、再度申出用紙の提出が必要か又は電話連絡でよいか。

A 1 届出後に、記載例（資料 24 ページ）がホームページに掲載されたと思われる。個別に対応するので、厚生局長野事務所へ問い合わせを。

Q 2 地方厚生（支）局のウェブページでの掲示により、支障が生じるとは具体的にどのようなことか。（資料 17 ページ）

A 2 記載例（資料 24 ページ）で示したことなど。ウェブページへの掲載を希望しない旨の記載があれば、掲載しないという取扱い。

<資料No.3 受領委任開始後の支給申請及び過渡期における代理受領の取扱いについて

回答：長野県後期高齢者医療広域連合>

Q 3 往療内訳表（資料 4 ページ）は、申請書の摘要欄に十分記載できる内容であっても、添付が必要か。

A 3 往療による施術を請求する場合は、必ず添付すること。

Q 4 療養費支給申請書（資料 2 及び 3 ページ）申請欄に記載する宛て名は、「長野県後期高齢者医療広域連合」としなければならないか。「長野県広域連合」等、省略はできないのか。

A 4 省略せず、正式な名称を記載すること。（様式をダウンロードし、入力した上で印刷する、ゴム印を使用する等）

Q 5 総括表の添付の仕方について

A 5 申請書と一緒に提出すること以外に、特に定めはない。

Q 6 療養費支給申請書（資料 2 及び 3 ページ）の右上部網掛け部分について、疑義解釈資料（平成 30 年 12 月 27 日付け）で、記載方法が示されているが、記載不要と説明があった。これは、長野県内だけのルールなのか。また、国保も同様か。

A 6 長野県後期高齢者医療広域連合の取扱い。本来、申請書に記載する前提で設けられている欄ではあるが、記載がなかった場合でも、不備として扱わないということ。

<資料No.4 あはき施術に係る療養費支給申請書の留意点 回答：長野県国保連合会>

Q7 施術料の算出誤り等、支給申請書の記載に不備があった場合、訂正印を用いて修正することは可能か。

A7 誤りのある箇所に二重線を引き、訂正印を押印するなどして訂正可能。

Q8 事例－2について、医師同意書に書かれた傷病名の文字数が多い場合、同意記録傷病名欄が小さく書ききれない。

A8 そのような場合には、摘要欄を使用していただきたい。

Q9 事例－7について。このようなケースで申請書が返戻された場合、症状欄その他に、躯幹に係る症状が追記できればよいか。又は、更に詳しく、なぜ躯幹への施術が必要かということまで記載しなければならないか。

A9 筋麻痺・筋委縮、関節拘縮以外の症状があれば、その他欄に記載をすることになっている。躯幹の症状が何かしらあるということが分かれば、保険者で確認が可能。その他欄に追記する様、医師へ依頼をしていただきたい。

脳梗塞後遺症があるので、全身へ施術することが当然で、全ての症状を記載する必要はないのではないかと、という問い合わせもあるが、保険請求であるため、施術の根拠をきちんと記載するべきと考えている。また、今回の制度改正の趣旨でもある。

Q10 事例－11について。施術報告書を交付した月の翌月に同意書が交付されると、同時に添付できないので、それぞれの月の申請書に添付するという事でよいか。

A10 そのとおり。